

道路照明灯電気料金における過払い等の判明について

堺市が管理する道路照明灯の電気料金について、過払いや未払いなど不適切な支払いがあることが判明しました。このような事態を招きましたことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止に取り組んでまいります。

1 事案の経緯

令和 4 年 5 月 6 日、大阪府都市整備部が管理する道路照明灯の電気料金について、過払いとなっていた事案の発表があり、同年 5 月 16 日に府内市町村向けに大阪府による事案の説明会が実施されました。この内容を受け、本市においても管理する道路照明灯の電気料金について支払い状況の調査を行いました。

調査については、令和 4 年 5 月から 8 月頃まで市が保有する道路照明灯台帳と契約情報の突合作業を実施、同年 12 月頃まで、現地詳細調査や関西電力株式会社（以下、「関西電力」）による詳細調査を実施、以降、令和 5 年 2 月頃まで、本市と関西電力とで協議を重ね、3 月末に調査結果をとりまとめました。

過払いとなっていた事案については、判明した時点で順次廃止手続きや容量変更の契約手続きを実施しました。また、未払いとなっていた事案については、関西電力へ新規契約の手続きを進めています。

※本市管理の道路照明灯の電気料金の契約数は令和 4 年 4 月時点で約 8,000 件

※電気料金については、全て関西電力と契約

2 調査結果

① 過払いとなっていたもの

・現地道路照明灯を撤去したが、契約の廃止手続きがされておらず、電気代を支払っていたもの

契約数：55 件 過払い金額：約 1,620 万円（平成 22 年～令和 4 年の約 13 年間）

・LED 灯に交換したが、電気容量の変更契約手続きが漏れており、引き続き同じ電気代を支払っていたもの

契約数：3 件 過払い金額：約 10 万円（令和 2 年 1 月～令和 4 年 9 月の 2 年 9 か月間）

② 未払いとなっていたもの

・現地道路照明灯が設置されているが、契約が無かったもの

契約数：75 件 未払い金額：約 1,540 万円（平成 22 年～令和 4 年の約 13 年間）

※金額については、いずれも本市が試算した累計額。

3 原因

① 過払いとなっていたものについて

・道路照明灯を撤去する場合、これまで、市が契約する撤去工事を行う業者から関西電力との契約約款により電話で廃止手続きを行っており、手続きの記録が残っていないため原因は不明です。

- ・電気容量の変更契約手続き漏れについて、LED 灯への交換を行う市が契約する工事業者が容量変更の申請を行うことになっていますが、その際の当該工事業者による申請の際の記入漏れがあり、変更契約手続きが行われていませんでした。

② 未払いとなっていたものについて

- ・関西電力による引込線工事がされており、道路照明灯が点灯しているため、新設時には適切に契約を行っていたと認識していますが、契約が無い状態となった原因は不明です。

4 今後の対応

- ・廃止通知については、記録が残っていないものの、本市は適切に手続きを行っていたと認識しているため、関西電力と過払い金額の返還に関する協議を行っています。なお、廃止手続きがされていなかった 55 件のうち、2 重契約による支払いが確認できた 4 件については、関西電力が返還することで合意しています。（返還金額 985,965 円）
- ・電気容量の変更契約手続き漏れについては、工事業者による申請の際の記入漏れが原因だと判明したため、当該工事業者と過払い金額（約 10 万円）の返還に関する協議を進めています。
- ・今後も引き続き、大阪府など他自治体と関西電力の協議の状況を注視しつつ、過払い金の返還や未払金の取り扱いなどに関する協議を進めます。

5 再発防止策

- ・関西電力への契約の廃止手続きが、口頭での通知に加え WEB でも可能となったことから、今後本市が廃止手続きを行う際には WEB で申請し、記録を残すよう徹底します。
- ・現在、新規・変更・廃止する契約がある場合は、申請履歴と関西電力からの請求内容を突合し、齟齬がないよう確認しています。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建設局 土木部 土木監理課 電 話：072-228-7416 ファックス：072-228-3964
----------------------------	---